

日本内分泌学会 内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医 認定申請についてのお知らせ

日本内分泌学会内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医認定申請について、第123回理事会（2015年11月26日開催）で、病歴と臨床経過要約の申請条件改訂が承認されました。

[■よくあるご質問](#) [はこちら>>>](#)

内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医資格認定

～募集要項～ 4. 病歴と臨床経過要約 （6）

【内科】

旧：認定教育施設（その施設が認定を受けている期間）におけるもので、内科においては**認定内科医研修修了後**の症例に限る。

改訂：認定教育施設（その施設が認定を受けている期間）におけるもので、内科においては**2年間の初期研修修了後**の症例に限る。
（ただし、原則、認定内科医申請時の症例は除く。）

【小児科】

旧：認定教育施設（その施設が認定を受けている期間）におけるもので、小児科においては2年間の初期研修修了後の症例に限る。

改訂：認定教育施設（その施設が認定を受けている期間）におけるもので、小児科においては2年間の初期研修修了後の症例に限る。
（ただし、原則、小児科専門医申請時の症例は除く。）

【産婦人科】

旧：認定教育施設（その施設が認定を受けている期間）におけるもので、産婦人科においては2年間の初期研修修了後の症例に限る。

改訂：認定教育施設（その施設が認定を受けている期間）におけるもので、産婦人科においては2年間の初期研修修了後の症例に限る。
（ただし、原則、産婦人科専門医申請時の症例は除く。）

[募集要項詳細は、申請される年度の専門医資格認定募集要項をご覧ください。](#)